○総務省告示第百六十三号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第百二条の二第四項並びに電波法施行令（平成十三年政令第二百四十五号）第八条第二項及び第三項の規定に基づき、昭和四十四年郵政省告示第三百二十七号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）等の一部を次のように改正する。

なお、昭和四十八年郵政省告示第七十七号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）、昭和四十八年郵政省告示第九百六十九号（電波法等の規定による伝搬障害防止区域を指定する件）、昭和五十三年郵政省告示第六十六号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）及び昭和五十三年郵政省告示第六百十三号（電波法による伝搬障害防止区域を指定する等の件）は、廃止する。

平成二十六年四月十一日

総務大臣　新藤　義孝

一　昭和四十四年郵政省告示第三百二十七号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第二項の表二の項を次のように改める。

二	削除

二　昭和四十七年郵政省告示第五十八号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表五の項を次のように改める。

五	削除

三　昭和四十九年郵政省告示第四百五十二号（電波法等の規定による伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第二項の表五の項を次のように改める。

五	削除

四　昭和五十五年郵政省告示第三百七十三号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する等の件）の一部を次のように改正する。

第一項の表一の項を次のように改める。

一	削除

五　昭和五十五年郵政省告示第五百六十九号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する等の件）の一部を次のように改正する。

第二項の表二の項を次のように改める。

二	削除

第二項の表八の項中「同右」を「電気供給業務用」に改める。

六　昭和五十八年郵政省告示第九百八十三号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第二項の表四の項を次のように改める。

四	削除

七　昭和五十九年郵政省告示第九百五十七号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第二項の表五の項及び六の項を次のように改める。

五	削除
六	削除

第二項の表七の項中「同右」を「放送業務用」に改める。

八　平成二年郵政省告示第百九十号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第二項の表一の項を次のように改める。

一	削除

九　平成七年郵政省告示第七十六号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表二の項を次のように改める。

二	削除

十　平成十年郵政省告示第五百三十九号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表一五の項及び一六の項を削る。

十一　平成十一年郵政省告示第三百三十号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表二一の項を次のように改める。

二一	削除

第一項の表二三の項を次のように改める。

二三	削除

十二　平成十一年郵政省告示第八百四十号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表二七の項を次のように改める。

二七	削除

十三　平成十二年郵政省告示第三百二十四号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表一四の項を次のように改める。

一四	削除

第一項の表三七の項を次のように改める。

三七	削除

十四　平成十三年総務省告示第二百七十三号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第二項の表七の項を次のように改める。

七	削除

第二項の表八の項中「同右」を「人命・財産の保護用」に改める。